

税制調査会会長 中里 実 様

特別委員 税理士 上西 左大信

「消費税の軽減税率に関する検討について」に関する意見

自由民主党・公明党（与党税制協議会）が平成26年6月5日に「消費税の軽減税率に関する検討について」及び検討のための資料を公表したことを踏まえ、これに関して下記のとおり意見を述べます。

記

【意見の結論】

わが国の消費税制に軽減税率を導入することに強く反対します。単一税率を堅持すべきです。

1. 「消費者としての国民の普通の感情」について

「軽減税率の対象範囲は広ければ広いほど良い」との国民感情は、消費税が社会保障目的税化していること（財政上の問題）、納税義務者に追加的な事務負担が発生すること（社会的コストの問題）及び経済行動に影響を与えること（中立性を阻害する問題）等の諸問題があることを十分に承知した上でのもものとは言い難いと考えます。したがって、「国民的な議論」の前提として、軽減税率を導入した場合に発生する問題を積極的に周知・広報することが必要です。

2. 「線引き例」等について（資料3-1、3-2）

（1）線引きに係る問題

軽減対象品目が8種類のパターンで提示されました。それぞれの「課題・論点」で示されているように、区分困難な事例や限界事例が数多く存在しています。軽減税率の適用に関して、消費者（消費税の負担者）が納得でき、事業者（消費税の納税義務者）が適切に区分できる合理的な区分は不可能であると考えます。

（2）社会的コストの増大

事業者（消費税の納税義務者）の事務負担が増加するほか、徴税コスト等も増加します。税収が減少すると同時に社会的コストが増大することも併せて考慮する必要があります。

3. 軽減税率の対象品目及び減収額と財源の規模について（資料4）

軽減税率の導入による減収への対処として、社会保障給付を抑制するか、標準税率を上げるかのいずれか（又は両方）が必要となります。

4. 区分経理のための仕組みについて（資料5-1～資料5-3、資料7）

軽減税率を導入した場合の区分経理のための4つの案について、次のように評価します。

A案	区分経理に対応した請求書等保存方式	留意点等に記載のとおり、適正申告の観点からは論外です。
B案	A案に売手の請求書交付義務等を追加した方式	A案よりも改善されていますが、適正申告を十分に担保するものではありません。
C案	事業者番号及び請求書番号を付さない税額別記請求書方式	D案よりも事務負担は軽くなりますが、適正申告の観点からはD案に劣ります。
D案	EU型インボイス方式	適正申告の観点からは最も適切な方法であると考えます。 ただし、免税事業者が排除される問題が生じ、提案にあるようなマージン課税制度の導入が必要となります。 なお、事業者番号（VAT-ID番号）等の導入が必要です（導入には相当の準備期間が必要であると思われる。）。

軽減税率の導入には強く反対します。その上での意見ですが、仮に導入した場合の区分経理の方法は、EU型のインボイス方式によるべきです。

5. 簡易課税制度における対応について（資料6）

軽減税率の導入により、簡易課税制度は極めて複雑な制度となります。現行の簡易課税制度（計算方法等）を前提として軽減税率を導入することは、事業者（消費税の納税義務者）に混乱をもたらします。また、フランスのように簡易課税制度を廃止することは、現状では考えられません（簡易課税事業者は平成24年度で126万社あります。）。したがって、簡易課税制度の枠組みを大幅に見直さない限り、軽減税率の導入は現実的ではないと言えます。